

函館市特定教育・保育施設等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定による質問、検査等および各種指導等（以下これらを「指導」と総称する。）ならびに法第38条から第40条までおよび第50条から第52条までの規定による施設型給付費等（施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費および特例地域型保育給付費をいう。以下同じ。）に係る特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育および特例保育をいう。以下同じ。）の内容ならびに施設型給付費等の請求に関する質問、検査等（以下これらを「監査」と総称する。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導の方針)

第2条 指導は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）をいう。以下同じ。）に対し、法第33条に規定する特定教育・保育施設の設置者の責務および第45条に規定する特定地域型保育事業者の責務、特定教育・保育等の提供および施設の運営に関する基準ならびに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等に対し、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導 特定教育・保育施設等に対し、質問等を行うとともに、必要と認める場合に、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じた場合に、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施し、実施の頻度については、原則として1年に1回実施するものとする。

イ 特に実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

(指導の方法)

第5条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知 指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に通知するものとする。

イ 実施方法 特定教育・保育等の提供および施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容および過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとする。この場合

において、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した書類を送付する等必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定するものとする。

(2) 実地指導

ア 実施通知 指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に通知するものとする。

イ 実施方法 原則として職員2人以上で実施するものとし、内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行うものとする。

(指導結果の通知等)

第6条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容を通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした特定教育・保育施設等に対し、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。この場合において、当該報告書の提出の期限は、文書による通知の日から起算して2月以内とする。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

(1) 著しい運営基準の違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子ども（以下「利用児童」という。）の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正または著しい不当が認められる場合

(監査方針)

第8条 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条および第52条に規定する行政上の措置に相当する違反

の疑いがあると認められる場合、施設型給付費等の請求について不正もしくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合ならびに実地指導を中止し、監査に変更した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（監査対象の選定）

第9条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施する。この場合において、第3号に掲げる情報に基づく場合は、事案の緊急性および重大性を踏まえ、必要に応じて事前通告なく監査を行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、または違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報 実地指導を行った際に特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生または利用児童の生命、心身もしくは財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

（監査の方法）

第10条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 実施通知 監査の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に通知するものとする。ただし、実地指導を中止し、監査に変更した場合等、緊急に監査を実施する必要があるときは、この限りでない。

(2) 実施方法 原則として職員2人以上で実施するものとし、前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育施設等に対

し、報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または担当職員に関係者に対して質問させ、もしくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係りのある場所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第11条 監査の結果、法で定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対し、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。この場合において、当該報告書の提出の期限は、文書による通知の日から起算して2月以内とする。

(行政上の措置)

第12条 違反疑義等が認められた場合は、次に掲げるところにより行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に法第39条第1項および第51条第1項に規定する違反等が認められた場合は、当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。

イ 当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

ア 特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 命令をしたときは、その旨を公示するとともに、当該特定教育・保育施設等が幼稚園の場合にあっては、遅滞なく、その旨を北海道知事に通知するものとする。

ウ 当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(3) 確認の取消し等

ア 違反等の内容が、法第40条第1項各号または第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、または期間を定めてその確認の全部もしくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

イ 確認の取消し等をしたときは、当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者の名称等を公示するとともに、当該特定教育・保育施設等が幼稚園の場合にあっては、遅滞なく、当該設置者の名称等を北海道知事に届け出るものとする。

（聴聞・弁明の機会の付与）

第13条 前条第2号または第3号の規定により当該特定教育・保育施設の設置者または特定地域型保育事業者に対して命令または確認の取消し等の処分を行おうとする場合は、監査後、当該処分の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により聴聞または弁明の機会を付与するものとする。

（不正利得の徴収）

第14条 勧告、命令または確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部または一部について、法第12条第1項に規定する不正利得の徴収として徴収を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、命令または確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求

める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等から、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

(重大事故が発生した特定・教育保育施設等に係る留意点)

第15条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。